平成２３年度第４回御船町議会定例会（６月会議）　議事日程（第３号）

○議長（岩田重成議員）　次に福永議員でございますが、その前に議長から発言を申し上げます。

報道等で皆さんご存じのことと思いますが、今回、福永議員の通告された一般質問の内容について、訴訟が提起されたという事態が起こりました。議会における自由な議論は保障されるべきであります。しかし、地方自治法第117条は、議員の一身上に関する事件については、議員は議事に参与できない、除斥を定めており、議員が当事者となり得る可能性があるため、裁判の内容にかかわる一般質問には、この規定に抵触するという判断が議会運営委員会においてなされました。議長としては、議会運営委員会の判断を尊重し、議員から発言を一部取り下げたいと申し出があったので､これを了承することといたしました。

裁判の内容に及ぶことがないよう、質問者、答弁者の両方に十分な注意を促して、発言を許可することといたしました。

なお、判断によっては、発言を中断させる場合もあります。

以上でございます。

○４番（福永　啓議員）　４番、福永です。初めて一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。私は通告しておりましたが、今ありましたように、議運のほうでその裁判にかかわることについては発言するなと言われました。私はできるだけ、これはかかわることでは、この発言を止める根拠はないと思っておりますが、議長の指示に従い、できるだけ発言していきたいと思います。当初予定していた質問内容を発表いたします。

私が通告いたしました竹バイオマス問題に関して、今後の対応と町長の現状認識、そして補助事業等について、町長発言の真意について質問いたします。昨年１月、御船竹資源開発第三セクター問題に関する各融資問題が発覚し、竹バイオマス問題がマスコミ等でも大きく取り上げられると同時に、その問題の深刻さも明らかになってまいりました。その後の選挙において町長は町民の信任を受けられ、２期目の町長職を務められることとなりましたが、竹バイオマス問題に関する町民の理解は未だ食い違っている部分が数多く見受けられます。約３億円という多大な町民負担を強いている竹バイオマスに対して町長は町民に対してどのような説明をし、何を町民と約束されたのか。そして、何を約束されなかったのか。また、現在、町民負担となっている３億円の補助金返還問題について、具体的なスケジュールをお聞きするとともに、竹バイオマス事業について現在どのような認識を

お持ちか、質問いたします。

そして、光ファイバー事業やファームポンド問題等に関しましても町民の理解が大きく食い違っている部分が見受けられます。これら、補助事業に関しまして、同様に町長は町民に対してどのような説明をし、何を町民と約束されたのか、そして何を約束されなかったのかをお聞きいたします。

これらの質問を通しまして、町長、議会、町民が共通の理解を確立し、今後の町政の課題へと取り組むことが必要と感じておりますので、町長におかれましては、簡潔明快な答弁をお願いいたします。

個別の質問につきましては、質問席より行います。

○町長（山本孝二君）　４番、福永議員の質問に対してお答えいたします。

まず、先ほど議長のほうからありましたように、昨日提訴がなされましたので、そういうところでの答弁ということで、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、この竹バイオマス問題につきましては、議会をはじめ、町民の皆様方に大変ご心配をおかけいたしました。心からお詫びを申し上げます。また、議会の皆様方の寛大なる措置によりまして、国への交付金の清算も終了し、現在会社からの補助金返還に向けて鋭意努力をしているところであります。

さて、福永議員のご質問について、補助金審査、支出に関しての判断に対する認識、第三セクターに関する問題の認識、事業自体に関する認識など発言と認識に対する町民の理解が食い違っている部分が多いと。竹バイオマス問題に関する町長の現状認識と公私見解を問うということでありますが、町におきましては、今回の補助事業の事務手続きと他の補助事業の事務的手続きに何ら変わったものがあるとは思っておりません。事務は、その事業の要綱等に沿って進めていくものであり、議会における私の発言についても、その時点での情報をお伝えしているものであります。要は未だ結果が見えない時点での、そのときそのときの状況をお伝えしてきたところでありまして、発言の後、状況に変化があった場合、当然その説明も変わっていくものであり、何ら、虚偽の発言をしてきたものではありません。

結果としまして、竹バイオマス事業は平成22年２月、会社側の資金調達にめどが立たず、事業断念により中止に至りました。国からの交付金は本来会社からの返還を受けた後に返還するのが一番妥当であるということでありますが、町の不利益等を考慮し、議員の皆様

方のご協力を得まして、去る１月31日に返還を済ませたところであります。会社側に対しましても、法令等に沿った手続きを経て、先般支払いを求める訴訟を提起し、町の主張が全面的に認められる判決が出されたところであります。会社側としては、今回事業資金の調達ができず、事業中止に至ったのは会社の責任であり、交付を受けた補助金返還に向け努力している旨伝えられております。

町としましても、判決の結果を受け、今後の具体的な進め方について検討しているところであります。

質問にあります竹バイオマス問題、光ファイバー事業、ファームポンド問題につきましては、いずれにしましても町の喫緊の課題であるととらえておりまして、選挙期間にかかわらず、町民の方に説明をしていたところであります。竹バイオマス事業については、早期終結を図り、新たな里山の再生を模索することで竹山の荒廃を防止しなければなりません。光ファイバーの活用で新たな産業が生まれ、所得増にもつなげることができると思います。徳島県上勝町における葉っぱ産業は地域の特性を生かし、所得増につながったということでありまして、本町も光ファイバーを活用した新たな展開から所得増につながるものと信じております。

また、ファームポンド問題につきましては、上野地区における平成６年の干ばつ以降、水不足による水稲収量の減少が続いており、地元七滝中央土地改良区から用水不足の解消の要望が行われ、防衛省の第４次障害防止対策として、平成18年度から、農業用貯水池、ファームポンド１基､貯水量１万8,000トンを築造し､併せて水路トンネルの改修､16カ所、延長が1,290メートルを実施しているものであります｡このようにいずれにいたしましても、町の重要な案件であり、取り組んでいかなければならないと思っております。町民の皆様方に活用またはご理解をいただきたいとの思いで訴えているところであります。

あとにつきましては、自席のほうからお答えいたします。

○４番（福永　啓議員）　まず、竹バイオマス問題のことについてから、ご説明いたします。確認事項からです。

町の財政調整基金から御船竹資源開発に変わって、国に支出されました約３億円ですが、現時点では会社から返還されましたでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　現時点では返済はなされておりません。

○４番（福永　啓議員）　今後、いつまでに、どのような手続きで返還作業を進めていくおつ

もりでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　現在、裁判の判決を受けて請求を発生させているというところですので、今後はまた、現在弁護士等とも相談しながら進める手はずを整えているという状況であります。

○４番（福永　啓議員）　判決文をお読みいただきたいと思いますが、お願いします。

○企画財政課長（竹下紀一君）　はい、判決文です。

主文、被告は原告に対し２億9,279万3,000円を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。この判決は仮に執行することができる。

口頭弁論の終結の日、平成23年４月15日。

○４番（福永　啓議員）　判決文の中に、何月何日までに支払え、以降は年何％と、年何分の利子というのはありますか。文章はありますか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　期限についての判決はありません。記述はありません。

○４番（福永　啓議員）　町は、期限について判断を裁判所に求めなかったということですね。

○企画財政課長（竹下紀一君）　町の請求については、返還ということと、費用の負担ということで、２点で訴えております。

○４番（福永　啓議員）　ほとんどの損害賠償請求におきましては、期日が、その裁判所の決定の中には含まれます。それは当たり前のことなんですが、お金を払いなさいと、何月何日までに払いなさいと、そういうのを求めなければいけませんね。なぜ、それを町は求めなかったんですか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　町においては、支払った交付金の返還ということと、訴訟の費用ということを目的としたということで、裁判の提訴をしておりますので、そういうところで２点について提訴しております。

○４番（福永　啓議員）　今後、裁判が確定しました。強制執行もできます。今後の、先ほどの具体的なスケジュールですね、いついつまでに、何月いっぱいですとか、せめてそのあたりの日程をお聞かせください。

○企画財政課長（竹下紀一君）　この件につきましては、先ほども述べましたように、現在そのスケジュール等について弁護士等とも検討しながら進めているということです。

○４番（福永　啓議員）　結局、まだ返済計画については、いっさい決まっていないということですか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　現在検討中ということです。

○４番（福永　啓議員）　強制執行に移る権利がありますが、それについて、強制執行する、しないに関しましても現在検討中ということですか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　併せて検討しております。

○４番（福永　啓議員）　いつ、その検討結果が出ますでしょうか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　検討の終結といいますか、そちらのほう、現在私どもとしては、弁護士との検討を進めているというところですので、どこまでに決めるというのは決めておりません。

○４番（福永　啓議員）　明日かもしれない、10年後かもしれない。そういう発言なんですね、今のは。ですから、ある程度期限を切らなければ、これは検討とは普通は言いません。めどはこれくらいと。今の発言は非常に無責任な発言だと思います。せめてある程度のめどがつかなければ、これは検討とも何とも言えません。10年でも20年でもいいわけですから。めどを教えてください、少なくとも。

○町長（山本孝二君）　私のほうからお答えします。

この件については、裁判の結果が出ましたので、今粛々と返還に向けての請求をしております。ですから、具体的に今、福永議員が言われるように、その件については、町長の裁量権でお任せしていただきたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　それで進んできた、過去に進んできたという実績があるのでしたら、もちろんお任せいたします。ただ、いっさいこれに関しましての返還業務は進んできておりません。ここですね、まず最初に、もう１年以上前です、返還すると向こうが意思を示したのは。その後に町側は返還命令を出すと言いました。そしてその返還命令を、出たのが１年後です。そして、訴訟の対象も役員を含めてと町は返答しました。しかし、今回は会社のみです。

このように、この返還訴訟に関しまして、おっしゃったことと現在の状況がかけ離れている。請求します、必ず出ますと。ですから、今回はこの訴訟をしました。これで町に正当性がありますということを主張されているのですから、この後のスケジュール、何月何日までに向こうに返還を求めます。その後に、その返還を求めなければこちらとして督促いたします。そういうスケジュールは、御船町の財務規則の中に書いてございます。町民の税金はそうやって徴収されています。今現在、会社は公的債務を負って強制徴収できる

法的根拠も揃えているわけなんですね。そこを、財務規則にのっとってやらなければいけないんです。それを検討中、検討中ということでは、会社に対する対応と町民に対する対応というのが全く違うものになってくるんですね。ですから、ひとつは、財務規則にのっとった、もう既にこちらの公的債務になっているわけですから、財務規則にのっとって徴収をなさるというおつもりがあるのかどうか、お願いいたします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この件については、いろんな要件が絡んでおります。そういう要件を整理しながら、併せて回収もしているということで、会社のほうに今催促をしておりまして、文書で確実にやっておりますけれども、福永議員はもしかしてご存じかもしれませんけれども、今資金調達の部分で会社側から一度説明をしたいということで言われています。というのが、妨害行動が出ているということで、私もその原因がよくわかりませんので、公の場でははっきり言えませんけれども、それも会社側から言っといてくれということがあります。

ですから、そういういろんなもろもろの条件を今整理しておりますので、それをも踏まえて、福永議員が言われるように、そういう視点も踏まえながら、今後のスケジュールも詰めていきたいと思います。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　今の答弁ですと、この会社に対しては、財務規則にのっとった対応はしないと。柔軟に対応するということで構いませんか。

○町長（山本孝二君）　財務規則は当然規則ですので、尊重しながらも、この件についてはご存じのとおり、いろんな要件が絡んでおります。それを整理しながら顧問弁護士と相談しながら終結に当たるということですので、その点はご了承お願いしたいと思います。

○議長（岩田重成議員）　ちょっと福永議員、先ほど発言の通告を福永議員は一部取り下げるというお話でございました。この件につきましては、もう一応ここで中断したいと思いますが。

○４番（福永　啓議員）　それは、今回の損害賠償請求についてですが、これは全然観点が違います。町が起こした損害賠償、その会社について、それの対応を聞いているわけでして、これが何ら先ほど言いました117条に、もともとこの発言自体が117条にかかると私は思っていませんが、そちらの判断を尊重して、裁判にかかるところはと言ったわけなんですね。これが私はかかわるとは思っておりません。それはなぜそういうふうに判断されるのでし

ょうか。

○議長（岩田重成議員）　一応、先ほど申し上げましたとおり、裁判に関係することが出てきよりますので、一応ここで、一応中断したいと思っておりますので、福永議員も先ほど竹のバイオマスの関係には取り下げるというお話でございましたので、ここで一応この件につきましては、中断したいと思います。

はい、次、お願いします。

○４番（福永　啓議員）　やはり大変納得できません。大変納得できません。

○議長（岩田重成議員）　福永議員。

○４番（福永　啓議員）　はい、私は納得できませんが、それでは、今日質問できなかった部分ですね。これは、この117条にかかる要因を全く私がなくしてから、７月また新たに質問していきたいと思います。

○議長（岩田重成議員）　はい、よかです。

○４番（福永　啓議員）　来月ですね。再質問いたします。

それではまた、これがかかるかどうかはわからないのですが、まず一つ、それは町長の判断に任せます。竹バイオマス問題は終結させるとおっしゃっていました。これはどのような状態になったときがこの問題の終結と考えていらっしゃるのですか。これはかかると思っていれば、もうお答えにならなくていいと思います。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この竹バイオマスタウン事業の終結は、当然ながらこの２億9,279万3,000円、この取り扱いが１つです。それからもう１つはなぜこういうふうな事態に至ったのかということを、やっぱりきちんと整理して、そしてそれを検証するという形になります。これまでも、独自に検証されている方もいらっしゃいますけれども、これは町独自で、これまでかかわってきてこういう新しい事業に対しての市町村のあり方と国のあり方も含めて、補助金の流れも含めて、そういうものを総括的に整理する必要があると。というのが、ご存じのとおり、日本も冷え込んでおります。新しい事業を展開するに当たっての課題もありますけれども、御船町でこの事業に取り組んで、このような状況になったというのは、ただ３億円の話だけではなくて、いろんな要因が絡んでおりますので、そういうものも整理しながら今後町の発展につながるような形で、今回の教訓をどのように生かしていくのかということも頭に入れながら終結をさせるということですので、先ほどから福永議員がおっしゃっ

ているように、性急にその今後のスケジュールを詰められるのも当然かと思いますけれども、執行部は執行部のいろんな考えの中でやっておりますので、最終的には当然ながら町民の皆さんにも報告しますし検証もしていくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　簡潔に質問したいと思います。

まず、先ほどの町長の答弁、一番最初の答弁です、それで交付の審査も適切であった、２億円の審査も、交付をした時点も適切であった。そして、交付に際して行った審査も適切であったというふうに私には聞こえましたが、そういうことですよね。

○町長（山本孝二君）　この補助金の交付については、きちんと正しく、ルールに基づいてやっております。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　この事業は失敗だったんですか、成功して、継続中なんですか。その認識は、お答えいただけますか。

○町長（山本孝二君）　この事業の成功・不成功は、いろんな考え方があると思います。新しい事業については、取り組んだこと自体は当然成功であったと。ただ、この事業の取り組みとして会社側の自己資金が得られなくて頓挫したということについては、先ほどから言っていますとおり、町民の皆様方にご心配をおかけしてこのような状況になったというのは大変申し訳ないと。ですから、この件については、失敗の状況です。

しかし、失敗というのは最終的に検証までして、それを済ませるというのが大事であります。というのが、先ほどから言っていますとおりように、この事業についてはご存じのとおり、反対者のグループの方も熱心になされていますし、調査についてもいろいろ調査をされていますけれども、果たしてその調査がすべて正解だったかというとそうでもないと。多くの人に迷惑をかけている事実もあると。行政は、いずれにしましてもいろんな方からいろんな苦情なりそういうものがやっています。それを一つ一つ対応していかなければいけません。そういうものも含めて、検討する必要がありますので、先ほど言いましたように、この事業については、両方から言えますけれども、事業自体としてはそのような状況です。

○４番（福永　啓議員）　すみません、簡潔に今よくわからなかったのですが、この事業は失敗ですか。それとも、今まだこの事業は継続しているんですか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

私、町としては失敗であったと思っています。ただし、会社側はお金を町のほうに返還するということで、今努力をされていますので、私としては、町民のためには回収をするというのが最終目標で、町民の皆さん方にもご心配をおかけしないというのが目標でありますので、そういう意味からしますと、継続という、継続しているという形になります。

○４番（福永　啓議員）　失敗した。というのは、どの時点で失敗になるんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　この件ですね、先ほどからあってますとおり、裁判も行われますので、この辺で止めたいと思いますけれども、成功、失敗というのはいろんなとらえ方があります。目標に対してそれを達成したときが成功であると。しかし継続というのは何らかの時点で成果が出る、あるいは次につなげるといったときには、それがすべて失敗とは限らないということですので、福永議員がおっしゃる成功、失敗と一口で決めつけてしまうのはどうかと思いますので、この質問に対しては打ち切っていただきたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　ここは、きちっと状況を変えて質問していかなければ議論が深まっていかないというのを今感じましたので、竹バイオマス問題につきましては、関連につきましてはもうこれ以上質問することができないなと感じました。来月また同じような質問をいたします。その際に、内容はほぼ同じなんですが、きちんと通告をしてやりたいと思います。

続きます。これは実は竹バイオマス問題だけではなかったんですね。あと、ファームポンド問題、それと光ファイバー問題があります。まず、光ファイバー問題についてお聞きします。光ファイバー、今回の事業はどのような補助金を使って行われた事業でしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　お答えします。

ＩＣＴ交付金、国の事業なんです、補助事業ですけれども、ＩＣＴ交付金、これは全国的に光ファイバー網を普及させようという国の施策の中の交付金の事業の一つです。それから公共投資臨時交付金、それから経済危機対策臨時交付金というこの３つの交付金を利用しております。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　町長は町民の方々によく光ファイバー事業は私が持ってきたとか、おっしゃっているのを、私聞いたことがございますが、この交付金のうちにどれを町長が独自で持ってこられたんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

ご存じのとおり、自民党時代にリーマンショックから始まった金融危機で、日本もこのままではいけないということで、自民党の最後、民主党に替わる前だったと思いますけれども、追加経済対策が打たれました。これはご存じのとおり、いろんなメニューがありまして、当然ながら国のほうでも市町村が今何を求めているのかと。どういう形で事業を展開していったほうが雇用も生まれ、収益も上がるのか、地域の活性化につながるのかというご提言があって、自民党の早朝勉強会の中で、国会議員それから県会議員、町村長並びにたしか市町村の議長も一緒だったかと思いますけれども、そういう中で、勉強会がありました。私は２つ質問しまして、その１つがこの光ファイバー事業です。ご存じのとおり、御船町は過疎地域ではありません。当然ながら３分の１の補助という形になりますと、３分の２は起債であると。当然ながら防災行政無線も含めたところで業者のほうに見積もりを出しましたところ17億円だったと。この３分の１しか補助金が出ないと。つまり10億円ぐらいは起債と、これは到底できないなと、棚上げ状態にしておりました。そうやって準備をしながら暮らしておりましたけれども、そういう中で先ほど言いましたように勉強会でぜひこれを入れていただきたいと。どういうことかといいますと、そのときには明確にどれくらいの財源が確保されるかわかりませんでしたけれども、起債の残りの３分の２に対して９割の交付金が交付されたと。つまり３分の２の１割、それが町の一般財源であるという形になりました。ですから、これはもうぜひとも入れていただきたいと。

実は、勉強会の後に県の幹部の方から県議会の幹部のほうから連絡がありまして、山本町長これが入りましたよということが連絡がありました。言い出しっぺですので、「これは御船町は外さんでくださいよ」という形で入れていただきたいと。たしか熊本県内で10カ所近く入っているかと思います。これは、球磨郡が非常に多いんですけれども、非常にありがたい事業です。そこで残りの１割、３分の２の１割、これを第３回目に来ました交付金、これが１億6,000万円、その半分をこちらに充てさせていただきました。これが7,000～8,000万円です。残りの半分は耐震構造、ご存じのとおり学校関係ですね。非常に整備しなければいけないということで、お金のやり取りをしたと。つまり、一般財源はほとんどゼロで入れることができたということです。これを、私の手柄として言うことではなくて、町と県と国会議員の先生並びに関係者できちんと話をしてできたということで、これはありがたいことですよと。問題は、これからこの光ファイバー事業をいかに活用するのかと

いう形になります。

少し長くなりました。

○４番（福永　啓議員）　私も簡潔に質問するように努めておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。よろしくお願いします。

光ファイバー事業は、今おっしゃった内容ですと、そこで提言したからこれが、この光ファイバー事業がそこに入ったと受け取られかねません。これは事実ではありません。いろんなところでいろんな提言がなされています。熊本のみではありません。これは、熊本のみで行われた事業ではなくて全国規模で行われた経済対策事業です。これは事実です。そして、いろんなところからさっき町長からおっしゃったようなＩＴ関連ですね、これをしてくださいというのが入っています。そして、実はこれは、もうその前から公共投資臨時交付金ですね、まず公共投資臨時交付金、これは今回四億八千何百万円使ってあると思いますが、それと経済危機対策臨時交付金、これを使ってありますね。まず、それについてお聞きします。

御船町は公共投資臨時交付金を使った事業は幾つなさいましたか。

○議長（岩田重成議員）　一応、福永議員、資料をちょっと持ってくるそうです。

○４番（福永　啓議員）　ああ、そうですか、はい。じゃ続いて。すみません、今お聞きしたのは、公共投資臨時交付金です。それと経済対策臨時交付金、この２つの事業に関して、御船町が行った事業を教えてください。

○総務課長（野口利昭君）　今まいりましたので、ちょっとお待ちください。

○議長（岩田重成議員）　それでは、ちょっと時間がかかるようでございますので、20分まで休息をしたいと思います

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

午前１１時１０分　休　憩

午前１１時２２分　再　開

～～～～～～～～～　○　～～～～～～～～～

○議長（岩田重成議員）　休息前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の皆さんにお願いします。立っておる方は座って傍聴してください。また、携帯の使用はできません。お願いします。空いているところに座ってください。なければ、モニター室に、会議室にお願いします。そこに座っている方は、真ん中に空いていますので

お願いします。

それでは、会議を開きます。

○４番（福永　啓議員）　資料も揃ったようですので、質問を続けます。

まず、お聞きしたいことです。その資料をもとにお聞きしたいことは、経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金です、それぞれの予算総額、それと、事業件数をまずお願いいたします。

○企画財政課長（竹下紀一君）　すみません、資料のほうを持ち合わせておりませんでした。ご迷惑をおかけいたしました。

まず、経済危機対策臨時交付金11事業、公共投資臨時交付金４事業ということで充当しております。

○４番（福永　啓議員）　それぞれの予算規模をお願いいたします。

○企画財政課長（竹下紀一君）　失礼いたしました。経済危機対策が１億6,067万1,000円、1億6,067万1,000円。それと、公共投資臨時交付金が7億4,794万円ですね。はい、以上です。

○４番（福永　啓議員）　まず、経済対策臨時交付金のほうからお聞きいたします。これは１億6,000万円ですね。どういう事業をされましたか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　１つ目には木倉小学校の体育館の耐震補強、御船中学校の普通教室管理及び特別教室等の耐震補強改修工事設計業務委託。学校情報通信技術環境整備事業費補助金、補助ということです。それと、情報通信基盤基本設計策定業務、地域情報通信基盤整備推進事業、それから高木小学校の体育館耐震補強工事施工管理業務委託、滝尾小学校体育館耐震補強工事施工管理業務委託、ふれあい広場整備基本計画作成業務、単県急傾斜地崩壊対策事業、御船町カルチャーセンター改修工事、小学校敷地測量業務委託、以上11件、公共投資臨時交付金については、地域情報通信基盤整備事業、安全安心な学校づくり事業、それから安全安心な学校づくり事業、２つの種類に分けております。それと、美しい森林づくり基盤整備事業ということで、合計15本ということになります。

○４番（福永　啓議員）　この補助金なんですが、これは非常に使い勝手のいい交付金と言われています。テレビではあるところでは地方自治体版臨時交付金ですか、家庭にお金を配ったあれですね。そういう言われ方もしておりました。大変使い勝手のいい補助金だったということで、いろんな用途に使うことができます。御船は今言われたように11事業と４事業です。ただ、他市町村では、大体そうですね、私が調べたところでは何十倍も、20と

か30とかいう事業を両方とも使っております。公共投資のほうも何十というのが使ってあります。どういうのが使ってあるかといいますと、本当に低公害車導入事業ですとか、市庁舎太陽光発電システム事業ですとか、いろんなものに使える町としては使い勝手のいい交付金だったんですね。それとあと１つ、こっちの７億、交付されました７億円のほうです、これは多くの町ではここから一部基金に、貯金に積み立てて、そして次年度も使ったりすることができるシステムになっています。積み立てて基金にしたりとかしています。

このように、いろんな使い道があります。まず、その７億円の公共投資の交付金のほうから、これで町は基金を積み立てて翌年度とか、そういうことに、公共事業に回すという検討はなされましたか。

○企画財政課長（竹下紀一君）　公共投資臨時交付金の７億円ということですけれども、この事業につきましては、４事業ともに繰越事業ということで、基金には積み立てておりませんけれども、翌年度、執行しております。

○４番（福永　啓議員）　この４事業を選んでやったわけなんですね、今言われたみたいに。いろんなことができる中から４事業、その中のほとんどが、ほとんどと言っていいですかね、何割でしょう。ちょっと待ってください。光ファイバーは、公共対策臨時金ほとんどですね。ほとんどを光ファイバーに使っているわけですよね。予算の段階では、この４事業のうち光ファイバーは何割になりますか、パーセンテージからすると、大体。

○企画財政課長（竹下紀一君）　約64％ぐらいになるかと思いますけれども。

○４番（福永　啓議員）　このいろいろなことが使える交付金、基金にもできる交付金から六十何％を使って、この光ファイバーにすることにしたと。非常に優先順位を高く見たということですよね。そしてまた、これには、光ファイバー事業には交付金が３つ入っています。１つはもちろんこの光ファイバー事業をする、自体をする交付金ですね。そしてあとは何にでも使える交付金、これの多くをこの光ファイバー事業の中に入れているという形が見えてまいります。

ここで、先ほど町長が言われたことと整合性が合わなくなってくるんですが、町長は何に対して要請をされて、町長のこの補助金３つですね、どの部分が自らの提案によって成し遂げられた補助金なんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

これは、公共投資臨時交付金です。これは申請しないと取れませんので。

○４番（福永　啓議員）　わかりました。公共投資臨時交付金を私は持ってきて光ファイバー事業をつくったということですね。そうしますと、公共投資臨時交付金というのは、先ほど申しましたように日本全国でどの自治体でも要件さえ満たせばこれは交付することができます。ですから、町長も実際おっしゃいました、「これは私の功績とかではない」と。「連携してやった結果である」というのをおっしゃいましたので、選挙中にそういう町民がとらえられ方をしているところがあるんですね。この光ファイバー事業は町長さんが持ってきなはった事業であると。そして、８億円も町に得をさせなはったと。そういう事実は結局ないということでよろしいですかね。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

私たち、３割自治、４割自治というのは当然国・県の交付金・補助金を活用してやっていくと。ですから、マニフェストでなぜ目標を掲げるのかと。日頃から御船町の発展のために、また町民の意思を尊重するために、日頃から情報収集をして、そしてそれを目標に掲げて選挙前に公約として皆さん方にお伝えして、それを実行しますよというのがマニフェスト型になります。ですから、この光ファイバーというのは、実は防災行政無線を掲げていました。これは町民からの意見があって、どうにかしたいということで、そういう準備がなければこのようなことも言いもしませんし取れもしないということで、先ほどからありますように、これは私たち政治家あるいは行政というのは当たり前のことでありました、いろんなメニューの中でどれを選ぶのかと。よそよりも積極的に１番でも早いほうが取れるということもありますので、そういう視点をもって行政運営に当たるということですので、先ほどから言っていますように、成果としていませんし、ただ、選挙期間中は当然ながら公約を掲げて実績を言うというのは当たり前でありまして、それをいまさらこの事業によって成果を出して、そしてそれを使うのが目的です。ですから、何が悪いのかというふうに取られますけれども。

以上です。

○４番（福永　啓議員）　簡潔な答弁をお願いします。私が今お聞きしたのは、選挙期間中、これをやりましたというのはもちろん全然問題ないと思います。これに関して、これは私の力で持ってきましたですとか、そういうとらえられ方を、「町長さんが持ってきなはった」と、個人、「私だから持ってこれた」というとらえられ方をしている町民の方がいらっしゃるんですね。だが、「そうじゃありませんよ」ということを、これは町としてやるべきこと

をやってとか、他県でも他町村でも同じことをやっているわけですから、他町村でもできたことなんですよということの理解に、最初言いましたように、食い違っているということなんです。どちらが本当なのかということですね。簡潔にお願いします。

○町長（山本孝二君）　質疑と答弁ということで、合っているかどうかはあれですけれども、いずれにしましても、こういう報告書というのは、成果を、目標を掲げて、これだけの、光だけの話ではありません。ですから、そういうものをきちんと町民に示していくということが、まず大前提です。ですから、選挙期間中に、それは相手方も一緒でありまして、どういうふうに言って、どういうふうにとらえられるというのはありますけれども、うそを言ったらいけません。うそを言ったら駄目でしょう。ですから、それを私は実績としてこれを出して、今後は活用すると言っているだけです。

○４番（福永　啓議員）　答えていただいてないんですが、ですから、町民が仮に、「これは町長さんが持ってきなはったもの」と、というふうに理解しているとしたら、それは町民の理解、それは間違いということですよね。

○町長（山本孝二君）　福永議員の町民と言われるのは、どこまでが町民かよくわかりませんけれども、町民の方にもいろいろおられますので、それぞれその考え方もありますし、それでとらえていかないと、一人の人を見て、その人が違ったけん違うという意見じゃまたないと思います。

○４番（福永　啓議員）　これは、議会でも前にも言われていることなんですね。この事業を決してこれは町長の手柄ではないと。そして町長は「これは私の手柄ではない」と議会で宣言されています。で、「そうですね」ということを私は言っているだけなんです。で、「そうじゃない」と理解していらっしゃる方が多いんですよ。「あれは、町長はよかごとしなはったもんね」と、「町長さんが持ってきなはった事業だもんね」と、「だけん３億円ぐらいはどぎゃんてちゃよかもんね」と言いなはる人がやはりおんなはるけんですね。そうじゃない、この事業に関しては「そうじゃないんですよ」ということは、過去にも議会で言っていらっしゃいますので、そういうことですね。

○町長（山本孝二君）　成果の一部としてとらえてもらいたいと思います。はい。

○議長（岩田重成議員）　傍聴席は静かにしてください。

○４番（福永　啓議員）　過去にも何回も町長は議会の中でそういうことをおっしゃっています。そして別の議員の質問に関しても、これに関して、「これは私の成果ではない」という

ことをおっしゃっております。ここで、町民の理解と町長の理解に大きくずれがあるところが何点かあるかなと認識しております。

あと、これについてなんですか、やはり光ファイバー、現在加入者数は、現時点で、最新の数でお幾つになっていますか。

○総務課長(野口利昭君)　最新の正確な数はちょっと今つかんでおりませんけれども、約1,580ぐらいだろうと思います。

○４番（福永　啓議員）　その数はいつ時点の数ですか。

○総務課長（野口利昭君）　最終的に締め切った時点の数から若干のキャンセル等がありましたので、それを引いた分ということで、これぐらいだろうということで、1,580です。

○４番（福永　啓議員）　締め切ったのがいつでしたか。

○総務課長（野口利昭君）　すみません、ちょっとこれは。

○４番（福永　啓議員）　今は６月ですが、６月時点まで正確な加入者の調査はしていらっしゃらないということですか。

○総務課長（野口利昭君）　キャンセルがあった分やそれから新しい加入者の分がありますので、それはもう、現在出そうと思えば出すことはすぐにできます。それは把握しております。

○４番（福永　啓議員）　光ファイバーについてなんですが、これは他市町村の例を見てみますと、この同じような補助金を使った事業で、いろんな事業形態があります。御船町が選択しました事業形態というのは、公設民営でよろしいですね。公設民営の形が、公設民営ですね。それで、他町村の例なんですが、甲佐町の例は、これは２億円ぐらいは町が負担しております。そして、ただ、これはＮＴＴがもう全部線を引いたりとかしておりますので、今後のランニングコストに関しましては、町側にいっさい負担はかかってまいりません。今回の御船町の契約形態というのはランニングコスト、保守管理コスト、それに関しましては、全額御船町が負担するという契約になっているというご理解でよろしいですか。

○総務課長（野口利昭君）　大体それでいいと思います。

○４番（福永　啓議員）　そうしますと、例えば台風でばんと線が切れた場合、これは相当な億単位の修繕費がかかる可能性もあると思います。現在、特別会計には幾ら積み立てられているでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　情報基盤整備事業の特別会計は23年度からスタートということに

なりますので、現在基金というものはありません。

○４番（福永　啓議員）　今23年度になりますよね、今がですね。ですから、まだ現時点で６月ですが、基金の残高はゼロということでよろしいですかね。はい。

そうしましたら、今現在、そういう保守管理費用が発生した場合は、どこから支出することになっていますか。

○総務課長（野口利昭君）　特別会計を組んでおる中で保守あるいは保険等々の歳出を組んでおりますので、その中で運営していくということにしております。

○４番（福永　啓議員）　もう今は、特別会計はゼロですよね。そうしますと、実際に工事するにはお金がかかるわけなんですよ。そのお金は一般会計からということですか。

○総務課長（野口利昭君）　特別会計の歳入は、公設の町が持っている光ファイバーをＱＴネットさんが利用されますので、利用される料金が歳入ということになります。

○４番（福永　啓議員）　歳入以上の出費が出た場合のことをお聞きしているんです。

○総務課長（野口利昭君）　一応、予算上積み立てが幾らか出るという予算編成をしております。そして、これにいろいろ大きな修理等が発生した場合のために、それを毎年度積み立てていくということで、特別会計を立てております。

○４番（福永　啓議員）　質問にお答えいただいてないんですけれども、私がお聞きしているのは、その特別会計、今積み立てていますね。今ゼロですよね。もう運用は始まっています。そして、もうそろそろ台風シーズンになります。倒れました。修繕しなくてはなりません。特別会計にお金はありません。どこからお金を出すんですか。

○総務課長（野口利昭君）　一応、保険料を払っておりますので、保険で対応したいと考えております。

○４番（福永　啓議員）　その保険は、どのような事案でもカバーできる保険でしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　一応、自然災害が中心です。

○４番（福永　啓議員）　今私がお聞きしているのは、何でこういうことをお聞きしているかというと、おわかりだとは思うんですが、これはここの交付金マニュアルの、ここの後ろのほうにも書いてあるんですが、ここにありましたが、ランニングコスト負担に対する考え方というので、これはランニングコストはすべて町が負担しなければならないと。保険料も含めてですね、これは町が負担しなければならない。ですから、今後これが例えば台風で大きく倒れました。そして、保険で支払いましたと言いましても、その保険料は町の

支出になりますね。そして、もし、そういうのが１回支払われた場合は、その保険料も多額になってくると思います。それも、この積み立てからできなくなる可能性も大いにあると思うんですよ。その場合、何といっても今基金がゼロですから、それは何千万円か出てくる予定で、これで立てているわけなんですよ。その予定はあくまでも未定ですね。東日本大震災を見てもわかりますとおり、そういう災害になった場合は、これが今のネットがどうなるのか、というのは、非常に町民の方々も心配していらっしゃるところだと思います。そういう場合は、一般会計から出して修繕する以外に方法はありますか。

○総務課長（野口利昭君）　現在、基金はありません。そこに保険料で賄うことができないということになれば、一般会計にお願いするという方法は選択肢として出てくるだろうと思います。

○４番（福永　啓議員）　保険で賄うことができない。もちろん保険で賄うことができればいいですけど、その保険料もまだ現在は結局積み立てがありませんから保険料も支払われていないということになるはずなんですが。その保険料は今起債か何かして、払っているんでしょうか。

○総務課長（野口利昭君）　予算の中で、歳出の中で保険料は記載しておりますので、それで今年度支払うと。だからもう保険期間は既にスタートしているという解釈でいいと思います。

○４番（福永　啓議員）　その歳入は基本的に予定は積立金からの予定ということですよね。特別会計の、歳入も特別会計からということですよね。歳入も、そうですね。はい。

それが果たして、事故があったり何かあったとき、それを上回るものが、これはすごい大きい情報インフラですから、出てくる可能性は、これは否定し得ない。前回お聞きしたところによりますと、嘉島町の本線を１本かじってしまっただけで億の金がかかりましたと、修繕費がですね。光ファイバーというものは、電線だったら切れたところをつなげばいいんですが、光ファイバーの場合は広いんですね。ここの範囲で交換しなければいけませんので、若干やはり修繕費がかかる。そういうランニングコストの負担が非常に皆さん不安である。これがほかの他町村がこの情報を、通信整備事業交付金を利用できるんですが、それを利用しなくて、利用して光ファイバーをつくらなかった理由の一つになっていると思います。このデメリットの分ですね。これに関する。その分に対しての、どうも町民の間に浸透していないような気がするんですね。これはただでつくりました。しかしラ

ンニングコストは全部町がもたなければいけない契約に最初からなっていますと。そして、もしそれで故障した場合は、町が最終的には一般会計を支払ってでももたなければいけないという仕組みになっています。そして少なくとも９年後には、ここの情報の中にあるセンター、それに9,000万円ぐらいの機器の変更が必要になってきます。そういう、こういうランニングコストがかかるというところが町民の中に周知されていないところが大きいと思うんですね。

そのあたりは、どうお考えですか、町長。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

まず、目的は何なのかということです。約８割の中山間地域があって、そしてインターネットも使えないと。それから、定住化もできない、人口が減っているという状況の中で、どんなにきれいごとを言っても企業も来ません、学校跡地の活用も、そういうインフラができてないとできないという中で、やっとこの事業を取り組むことができたと。ですから、今、福永議員がおっしゃるような危険性というのは当然自然の中で生きていますのであり得ると思います。しかし、災害は災害できちんと対応もありますし、それはそれで対応しながらも、まず１年目はおっしゃるとおり、その会社からの加入金というのが2,450円と１件当たり、これが1,500件としますと、掛けるの12の1.05としますと4,600万円ぐらいが入ると。それを１年目は、今おっしゃるようにまだ入ってないけれども、積み立てて、そのうちの2,000万円ぐらいをランニングコストに使うとしますと、2,000万円ぐらい毎年積み上がっていくと。これはまた別口かもしれませんけれども、会社の中で、選定の中で一番ここは有利であったということで、当然ながら将来を予測して災害が起きたときはどうするのかというのは、当然行政として考えなければいけませんけれども、まずは、この時点をきちんととらえていくということを、１年目は特別会計ですので、水道事業、下水道事業、介護保険、国保、いろんな特別会計があります。そういう事態で、もしご心配の点がそうなったときには、またそのときで考えて対応するという形になりますので、ただ、今回みたいに独立採算制で、この光の特別会計が自主運営できるとなりますと、非常に特別会計としてはありがたい会計の運営になります。ただ、今おっしゃったように、いろんなことがおきることも可能性がありますので、そういう点も踏まえながら、きちんと対応していきたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　私はメリットが強調されすぎていて、デメリットが双方あるにもか

かわらず、そちらのほうの周知がなされていないということを言ったわけです。その事業の、これをするべきではない、続けるべきだとか、そういう話を言ったわけではありません。ぜひ、質問に関して的確な、そしてあとは答弁をお願いしたいと思います。

そういうふうに、あと１回お聞きいたしますが、町民の方々がまずこれに対してどのような危険性が潜んでいるのかということをきちっと理解した上で、そしてまた、これは、さっき言われましたいろんな事業ができたお金なんですよ。すごい、ここにこんなにいっぱい、ほかの県ではいろんなのをやっています。ぱっと開けばもう、高度医療機器整備事業ですとか、ガイドブック作成ですとか、インフルエンザ対策とか、安心安全ではと、もう山ほどな事業ができた事業なんです。それの中で町長が選んでこれをやると、やって決められた事業なんですね。ですから、それに対して、なぜこれを選んだのかと、ほかのできることに先んじて。その説明のためにも、メリットのみではなくて、きちっとしたデメリット双方、それを知らせる必要がある。そう私は申し上げているんですね。そこのところがデメリットに関して少し町民の方々がご存じではない。ただ、今言われましたとおり、今の答弁でわかりましたとおり、これはメリット及びデメリットがありまして、この事業は御船町だけでできたものではなくて、他町村でも可能な事業であった。

ちょっと今から言うことに理解の間違いがありましたら教えてください。この事業はメリットもあるし、もちろんデメリットもあると。そしてこの事業は御船町のみで行われている事業ではなくて、他町村でも行われている、どこでも行われる、行うことができる事業であったということは間違いないわけです。それをやはり一部の町民の方々とかにお聞きすると、どうやら、何かさっき言ったみたいに、「８億円の事業はこれは持ってきなはったもんね」とか、そういうことが聞こえてくるので、こういう質問となりました。

続きまして、あと１つは、ファームポンド問題について移らせていただきたいと思います。ここは事業主体は、本来は国ですね。実際の事業主体は県ということでよろしいですか。

○町長（山本孝二君）　この事業主体は熊本県です。

○４番（福永　啓議員）　そうですね。お金を出すのは国で事業主体が県ということでよろしいでしょうか。

○町長（山本孝二君）　事業主体は熊本県で、お金を出すのは防衛施設庁です。

○４番（福永　啓議員）　事業計画はどこが立てられているんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

これは、事業主体が県ですので、県が行っております。

○４番（福永　啓議員）　事業計画作成の際、町はどの程度関与するのでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この事業は、昭和48年だったですかね、48年だったと思いますけれども、それからスタートして、そして、嘉永元禄井手の補修整備を行ってきたと。そういう中で、先ほど説明しましたとおり、平成６年に大干ばつが起きたと。これに対してこの事業の追加としてファームポンドため池をつくりたいというのが七滝土地改良区から町にお願いがあって、町が県にお願いして、県が事業主体となって防衛施設庁に申請をしたと。それで認められたという形になります。

○４番（福永　啓議員）　そうしますと、事業計画事態を作成するのは主に測量したりとか、その事業計画の策定をしたりとか、ほぼ県がやった。町はほぼそれにはかかわっていないという理解でよろしいですか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

当然、事業主体は県ですので、県が計画を立てます。その中で、七滝土地改良区は一番のベースとなる部分で、一番受益を受けるのは七滝土地改良区です。ですから、それに対して当然、七滝土地改良区も御船町の範囲内ですので、町を通して県にお願いすると。当然そういう事業計画等については、当時の七滝土地改良区の代表者の方、理事会並びに総代会等で計画されて、それを町に上げて、町と協議をして、県とまた協議して、県が取りまとめたという形になります。

○４番（福永　啓議員）　それが、現在、全くファームポンド問題については進捗しておりません。この理由はなぜですか。簡潔にお願いします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

これは、地域住民の方の異議があっているという形になります。

○４番（福永　啓議員）　地域住民の方が反対していらっしゃるから進んでいないということですか。

○町長（山本孝二君）　そうです。

○４番（福永　啓議員）　事業計画自体なんですが、この事業計画の中に民家があるのにないと書かれていたりとか、そういう事実があるとお聞きしますが、それは事実ですか。

○町長（山本孝二君）　その事実は今確認しておりませんが、この大干ばつがあった平成６年申請をした当時､その後に新しく周辺に来られた方もいらっしゃると認識をしております。

○４番（福永　啓議員）　質問にお答えしてもらいたいんですが、先ほど言いましたこの計画の中に、民家があるところに民家がないと書かれている、ということは聞いてもいないし知りもしないということですか。

○町長（山本孝二君）　それは私、今現在として確認はしておりません。

○４番（福永　啓議員）　あと、測量なんですが、その地権者の了解を得ず測量が行われたということなんです。ということも確認してないですか。

○町長（山本孝二君）　私が町長に就任しましたときには、もう話が進んでおりまして、説明会に行ったときにいろんなご意見があっていました。そういう中で、現在のため池ファームポンドの敷地の隣接者、現在確認をしましたけれども、その土地の所有者並びに周辺の方、字図で当然土地の登記簿で購入されたみたいで、その隣接についての立ち会いの食い違いもあっているようでありまして、杭は打たれていないと聞いております。

○４番（福永　啓議員）　そうしますと、この計画は適当であったと。ですが、地元町民の方が反対していらっしゃるのでできないと。それでは、今後はどのようにされるつもりですか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この件については、私も周辺の方とお話ししまして、いろんな事情というか、ご意見も聞いております。これは、やはり地域住民の方のご理解が必要ですので、熱心に説明をしてやっていくと。いいですか。それで、七滝土地改良区の区民の関係者の皆さん360人ぐらいおられたと思いますけれども、どうしてもつくりたいという強い要望があっておりますので、異議者の方との調整をしながら、今の境界も含めてねばり強く説明をしてご理解をいただきたいと思っております。

○４番（福永　啓議員）　じゃ、この障害となっているのは地権者のみ、地権者の方の反対のみ、計画性の、計画が計画自体は非常に適当なものだったが、地権者さえ反対しなければできていたということですか。

○町長（山本孝二君）　当初は当然もうそれであったと思います。それで進んで、何ら異議がないということで、県も事業を進められていたと。そういう中で、先ほどありましたように、境界の問題あたりから発展しまして、それから異議者の方が言われるのは、環境問題

あるいは下流部の民家に対する安全性の問題、周辺の農地の問題、そういう課題を挙げられているということでありまして、そういう中で、県が事業主体、土地改良区の関係者の皆さんも熱心に説明をなされていますけれども、今現時点として了解を得てないという形になります。

○４番（福永　啓議員）　今のお話をお聞きしますと計画自体にもやや問題があるということですよね。環境問題とか、そういう下流部の問題ですとか、あとは計画策定時にも問題があったと。としますと、この計画を変更、このまま町長はこの問題に対して住民の理解を進めて、この設計図のまま、この計画のまま住民の理解を得ることだけで進めようとしていらっしゃるのでしょうか、それとも計画変更、設計変更、これは若干お金がかかると思うんですが、それで、進められるんでしょうか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

この件については、早めにできる方向で解決をしたいということで、年内を目標に掲げておりますけれども、当然ながら、後で入居された方もいらっしゃって、当然ながらいろんな人の考え方がありますので、どれが正解、不正解ということではありませんけれども、当初の計画では、そういう意見はなかったと。ですから、県としてもそれで大丈夫ということで進めておられたけれども、実際的に立ち会いに入ったときにそういう話が出てきたということで、県としては、計画自体は問題なかったと思っています。変更については、当然、今の現時点が一番いいということで、国との調整も終えてやっていますので、ぜひ、この点で地権者というか周辺の方のご理解を得て進めていきたいと思っています。

○４番（福永　啓議員）　設計変更は考えていないということでよろしいですかね。

○町長（山本孝二君）　それについては、今お話ししましたとおり、設計変更の前にこれをその場所でつくっていいのかどうなのかと。当然ながら、これはもう一番理想は、問題なくご理解を得て進めるというのが一番理想でありますので、その辺のところから進めて、どうしても周辺のその境の部分でもう少し引いてほしいとか、その場所で設計変更してできるということになれば、これは県とも協議して、県がそれで構造的に大丈夫と、防衛施設庁のほうも大丈夫という形になれば、そういう設計変更もあり得るんじゃないかなと思います。

○４番（福永　啓議員）　この問題が進まない理由が、計画それと計画自体に住民の方が異議を唱えられていることが主であると。町長自体は、この計画に、当初より積極的であった

ということでよろしいですか。

○町長（山本孝二君）　この件については、先ほどからお話ししていますとおり、地元の熱意というのはものすごく高いです。特に下流部です。上野あたりの皆さんというのは水が足らないと。ですから、この辺のところを是が非ともということでありますので、当然私はそれを受けて皆さんの要望がかなうように、ぜひ周辺の方とも積極的にお話し合いをしていきたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　今の質疑を通しまして、やはり非常にわからない部分が幾つか出てまいります。本当に今の町長のお話ですと、この計画自体は素晴らしい計画で、ほんの一部の地権者の方が数名反対していらっしゃるだけで、この事業ができていないともとらえることができます。計画自体は素晴らしいいい計画であると。それでしたら、こうやってほんの一人二人の地権者が反対するということで止まる公共事業というのは、そうそう少ないんですね。まずないんですね。これは止まるからには、かなりほかの理由があるはずです。そのあたりは町長は今おっしゃったように、これは数名の地権者が反対しているから、この計画は素晴らしいけど止まっていると、何回もお聞きしますが、そのあたりはそう思われているんですかね。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

これは、用地交渉とか事業の説明と一緒で、説明する側と、それを受け入れる側、その辺の話が組み合わないと、どちらが悪いということではありません。ですから、県も町も土地改良区もしっかりその辺のところの不安材料があれば、なぜそういうことなのかということも説明して、説明責任も必要かと思いますので、一方的に異議者の方がすべて悪いということではありません。

○４番（福永　啓議員）　もう４年間も進んでない事業ですね。ですから、これが責任がどこにあるか、それは再度ちょっとお聞きしたいと思うんですが、これはもちろん今の話ですと、町にも県にも国にも住民にも４者に責任があるということですかね。

○町長（山本孝二君）　先ほどからお話ししてますとおり、当初の計画では問題なかったと。そして、現在の周辺の方のご意見を聞けば、その方たちの質問に対してのご理解をするこちらの手段ももう少し努力すべきだということで、そういう意味からしますと、防衛施設庁というよりも、県・町・土地改良区、こちらがやっぱり熱心に説明をするというのが前提だと思います。防衛施設庁は、それを受けて100％補助ですので、まとまらなければ中止

にされます。私が非常に危惧していますのは、事業仕分けにかかって、これが２億6,000万円ほどのため池の事業ができないとなるのが一番心配をしていますので、国のほうにも出向いてやると、そういう意味からして、県・町・土地改良区が一生懸命きちんと整理をして、防衛施設庁のほうにどうにかこの事業を継続させていただきたいというお願いをしながら、取りまとめていきたいと思っております。

○４番（福永　啓議員）　先ほどからお聞きしていますが、事業目的自体はため池をつくることが事業目的じゃないわけですね。七滝地区の水のいろいろな不便がかかっていますが、それを解決すること自体が目的なわけです。そうしますと、事業計画の変更とか、そういうのも柔軟に考えていけば、私が聞いている範囲では、地権者の皆様は、別にそのため池自体に反対していらっしゃるのではないと。現状、これでは危ないですとか、これではいろんな問題点があるということで､反対していらっしゃるとお聞きしています｡ですから、計画の変更及びそういう柔軟な対応ができれば、これはできると思うんです。今の町長のお話ですと、説得する説得するというだけで、その柔軟な計画の変更とかは考えていらっしゃいますか。

○町長（山本孝二君）　計画の変更はどこまでの変更かということですけれども、当面、現在時点での変更は可能であると。よく言われるのは「場所を変えたら」と。場所を変えるのは誰でもできますよね。誰でも、すみません、これは失言ですけど、今の現時点で、しっかり説得をすると。それはなぜかと、これでも3,000万円の設計費がかかっているわけですよ。会計検査院に当たったら払わんといかんとですよ。ですから、なぜできないのか、ここを明確に押さえて、できないならできない理由を掲げたときには、次の手段があるかもしれませんけれども、そこまでの努力が私は払われてないと。もう少し努力すべきだと。

　そこで、ぜひ地元の議員並びに関係者、行政だけでなく、そして土地改良区だけではなく、すべてが力を出していかないと、先ほどからあっていますとおり、執行部にすべてというのは非常に無理があります。ぜひ地元の議員の力をお借りしたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　今の話をお聞きこしますと、設計変更は3,000万円のお金がかかるから、その移転ですとか、その具体的な方法の変更ですとか、そういうのはもう既に3,000万円のお金がかかっているのでできないという、それを負担する以外に方法はないということなんですか。

○町長（山本孝二君）　先ほどから補助事業というのは、支出をするときにはきちんとした手

順が要ります。そういう中で、もうそれが国費として使われているということですね。ですから、これがいいか悪いかはまたいろいろ論議があるだろうと思いますけれども、そこをつくって設計をしたということは、そういう目的とかそういうことをきちんとやってつくったのに、なぜ変更しなければいけないのかという、変更理由を明確にしていかないとできないということですので、地元の３者と周辺の方ともう１回しっかり話をしてその辺のところを煮詰めていけば、少し見えてくると思いますけれども、これは私たち３者がいつも話しているのは、もう少し努力が必要だということです。

○４番（福永　啓議員）　解決方法について、全くちょっと今のところ見えませんでした。一つだけ言えることは、選挙中に一議員が反対したから止まったというようなうわさを私は聞いたことがあるんですが、そういう止まり得ないような事業では、事業自体が、それはあり得ないですよね。それを町長が賛成して、ある議員が反対したから止まるような事業でもありませんし、県議員さんが応援したから進むような事業でもありませんし、そういう理解を持っていらっしゃる町民の方も若干いらっしゃると思います。ある議員が反対したからと。そういう可能性がある事業ではないということでよろしいですね。ここは。

○町長（山本孝二君）　ぜひ、いろんな思いがあるかと思いますけれども、できる方向でしっかり県と協議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○４番（福永　啓議員）　本日は準備していましたバイオマス交付金に関する一つ一つのチェック項目、これが主だったんですが、そこがちょっとできなくて、ほかのところで準備してないところまでちょっと聞いてしまいました。ご迷惑をおかけしました。

それでは、また、のちのち来月にでも今日聞けなかったところは聞くことにいたします。

これで、私の質問を終わります。